



### 募集します ※応募書類は返却しません。

#### 東京都子育て支援員研修(第2期)の受講者

子育て支援分野に従事する上で、必要な知識や技能等を有する「子育て支援員」の養成研修▶**研修実施時期**=9月から▶**コース**=①地域保育②地域子育て支援③放課後児童④社会的養護 区内在住・在勤の方▶**申込書**(子ども家庭部地域子育て支援課(区役所東棟3階)で配布。①東京都福祉保健財団②~④東京リーガルマインドホームページからも取り出せます)を、①同財団(〒163-0718新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル18階)②~④同社(〒164-0001中野区中野4-11-10)へ簡易書留で郵送。または①同財団②~④同社ホームページから申し込み/**申込期限**=7月14日(消印有効)▶**①同財団**☎3344-8533▶**②~④同社**☎5913-6225

#### 「わがまちの警察官」の推薦

区では、犯罪の抑止活動に顕著な成果を上げた警察官を「わがまちの警察官」として顕彰しています。杉並・高井戸・荻窪警察署に勤務し、区民の安全・安心のために活躍している警察官を推薦してください。

▶**推薦書**(危機管理対策課(区役所東棟5階)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、7月31日までに同課▶**☎3312-3326**▶**✉tikianzen-k@city.suginami.lg.jp**へ郵送・ファクス・Eメール・持参または電話で推薦▶**☎同課**☎5307-0616



#### 広報すぎなみ(10~12月)の広告掲載

▶**主な配布方法**=新聞折り込み、区施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドほか。希望者への個別配布あり▶**発行日**=月2回(1日・15日)▶**発行部数**=約15万(4年度実績)▶**掲載料**=1号1枠1万円▶**規格**=縦10mm×横235mm▶**掲載位置**=広報紙中面下部欄外▶**募集枠**=1号4枠(1社1号1枠)▶**申込書**(区ホームページから取り出せます)に広告原稿案を添えて、7月31日までに広報課広報係(区役所東棟5階)▶**☎3312-9911**▶**✉koho-suginami@city.suginami.lg.jp**へ郵送・ファクス・Eメール・持参▶**☎同係**

#### ファミリーサポートセンター協力会員

▶**保育園・学童クラブ**などへの送迎やそれに伴う子どもの預かり、保護者の外出時などの子どもの一時的な預かりなど(会員宅や児童館などで)▶**謝礼**=1時間800円。早朝・夜間1000円▶**区内在住**または区に隣接する区市在住の20歳以上で、研修に参加できる方▶**☎電話**で、杉並区社会福祉協議会杉並ファミリーサポートセンター▶**☎5347-1021**▶**☎会員登録**後、7月5日(水)または9月11日(月)に研修あり



#### 中学生「すぎなみ朝ベジごはん」メニューコンテスト

中学生が自分で考えて作る、栄養バランスの良い朝ごはんの献立を募集します。▶**区内在住・在学**の中学2年生▶**申込書**(区ホームページから取り出せます)を、9月8日までに杉並保健所健康推進課栄養指導担当(〒167-0051荻窪5-20-1)へ郵送・持参▶**☎すぎなみ食育推進実行委員会事務局**☎3391-1355▶**☎書類審査**合格者には調理審査を実施。優秀作品は作品集等で紹介



#### 杉並ふれあい農業推進フォトコンテスト

▶**「杉並の農風景」**に関する写真。1人2点まで▶**大きさ**=六ツ切り(A4サイズの印画紙に印刷した写真も可)▶**賞**=農業委員会会長賞1名(賞状、区内共通商品券5000円分)、入選5名(区内共通商品券2000円分)、佳作10名(区内共通商品券1000円分)▶**入賞者発表**=11月上旬▶**区内在住・在勤・在学**の個人または団体▶**作品の裏面**に住所・氏名・電話番号・タイトルを書いて、10月6日までに杉並区農業委員会(〒167-0043上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階産業振興センター都市農業係)に郵送・持参▶**☎同係**☎5347-9136▶**☎個人**を特定できる場合は写っている人の承諾が必要。入賞作品はデータなどの提出をお願いする等、杉並の農業振興に関するイベント等に利用する場合あり

#### その他

#### 原爆被爆者への見舞金

7月1日現在、区内在住で被爆者健康手帳をお持ちの方に、見舞金2万1000円を支給します。4年度に見舞金を受給し引き続き資格を有する方は、申請の必要はありません。▶**被爆者健康手帳**・本人の銀行口座が分かるものを、7月31日までに障害者施策課障害者手当・医療係(区役所東棟1階)へ持参▶**☎同係**☎5307-0781▶**☎郵送**による申請を希望の方は要問い合わせ

#### 審議会等のお知らせ

### 総合教育会議

☎7月12日(水)午前10時~正午▶**☎区役所**第3・4委員会室(中棟5階)▶**☎総務課**総務係

#### ご協力をお願いします

## 令和5年台風第2号等大雨災害義援金



#### ◆日本赤十字社での受け付け

▶**【受付期間】** 9月30日まで▶**【入金方法】**「ゆうちょ銀行・郵便局 口座記号番号00180-1-792689 口座加入者名 日赤令和5年台風第2号等大雨災害義援金」へ振り込み

※受領証の発行は、通信欄に「受領証希望」と記入。窓口での取り扱いの場合、振替手数料はかかりません。

#### ◆区役所にも義援金箱を設置します

▶**【設置期間】** 9月28日まで▶**【設置場所】** 保健福祉部管理課地域福祉推進担当(区役所西棟10階) / 休業日を除く

☎保健福祉部管理課地域福祉推進担当

#### 70~74歳で国民健康保険加入の方へ

## 高齢受給者証の発送

現在、使用している「東京都国民健康保険高齢受給者証」(以下「高齢受給者証」)の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する高齢受給者証を、7月中旬に簡易書留で世帯主宛てに発送します。高齢受給者証は、国民健康保険被保険者証と同じサイズのカードで、色は白です。

有効期限が7月31日の高齢受給者証は、有効期限が過ぎてから、個人情報に十分注意して自身で破棄してください。



☎国保年金課国保資格係☎5307-0641

#### 負担割合の判定基準

8月~6年7月の負担割合は、4年中の所得状況で判定します。判定の対象は同一世帯の70~74歳の国民健康保険加入者です。

#### ●2割負担

対象者それぞれの住民税課税所得金額が145万円未満または対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円以下

#### ●3割負担

対象者のうち1人でも住民税課税所得金額が145万円以上かつ対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円を超える

※3割負担の場合でも、4年中の収入の合計が下表の基準額に該当する場合は、申請により2割負担になります。

#### 3割負担の方が申請により2割負担になる基準

対象者	基準額
1人の世帯	●収入が383万円未満 ●収入が383万円以上かつ同一世帯の後期高齢者医療制度への移行者との収入の合計が520万円未満
2人以上の世帯	収入の合計が520万円未満

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。  
※申込期限に(消印有効)の記載がない場合は必着です。  
※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

8月1日オープン! セシオン杉並で会いましょう!

# セシオン杉並がリニューアルオープンします!

大規模改修工事を終え、8月1日にセシオン杉並（社会教育センター・高円寺地域区民センター〈梅里1-22-32〉）が再開します。利用申し込みは、「さざんかねっと」で受け付けています。定員等の詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



—— 問い合わせは、セシオン杉並☎3317-6611へ。

## オープニング記念公演

ホールの美しい響きや、躍動感のある演出を体感いただけます。  
 開①8月3日(休)②5日(土)午後2時 閉①日本フィルハーモニー交響楽団メンバーによる弦楽四重奏&木管五重奏②高円寺阿波おどり連協会合同連による舞台演舞 観各503名（先着順）



▲外観



▲集会室



▲ホール

## 高円寺区民事務所の再開

高円寺区民事務所（セシオン杉並内）における住民票・印鑑登録証明書の発行、住所異動等の手続きを再開します。

開同事務所☎3317-6560

# がん患者のウィッグ購入費等を助成します

がん治療による外見の変化があった方に、ウィッグ等や胸部補整具の購入・レンタル費用を助成します。申請方法等の詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



## 対象範囲

ウィッグ等=ウィッグ（装着時に皮膚を保護するために必要なネット・医療用帽子等を含めて1点）、毛付き帽子▶胸部補整具=補整下着（組み合わせて使用する補整パッドを含めて1点）、補整用シリコンパッド、人工乳房、人工ニップル等

## 助成額

ウィッグ等や胸部補整具1点の購入・レンタル費用総額（上限3万円）

## 助成回数

1人1回



## 対象者

次の全ての要件を満たしている方が対象です。  
 ・申請日時点で区内に住所を有する方  
 ・がんと診断され、その治療を受けている方または受けたことがある方  
 ・がん治療による脱毛や乳房の切除等により、ウィッグ等や胸部補整具を必要とする方（同種の助成金や本事業の助成金を過去に受給したことがある方を除く）

## 申請期限

助成対象のウィッグ等や胸部補整具を購入・レンタルした日の翌日から1年以内（日付は領収書等で確認）

開在宅医療・生活支援センター☎5335-7317

## 申請方法

申請書（在宅医療・生活支援センターで配布。区ホームページからも取り出せます）に領収書等（原本）・がん治療を証明する書類・通帳またはキャッシュカード（いずれも写し）を添えて、同センターウィッグ等助成担当（〒167-0032天沼3-19-16ウェルファーム杉並内）へ郵送・持参



聴かせてあなたの思い～「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて

# 中高生世代ワークショップの参加者募集

区では、「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を見据えた取り組みを進めるにあたり、多くの子どもの方から、さまざまな方法で気持ちや思いを聴いて、一人一人の意見を大切にしながら検討をしていきたいと考えています。

今回は、テーマに対して自分が感じたことや考えたことをグループで話し合うワークショップの参加者を募集します。同年代同士でいろいろと語り合ってみませんか？

開8月26日(土)午前10時～午後0時30分 場区役所第4会議室（中棟6階） 閉テーマ（予定）＝「コロナ禍で感じたこと」「子どもの権利について」 開区内在住・在学の中学生～高校生相当のお子さん 観20名程度（抽選） 開はがき・ファクス・Eメール（16面記入例）に学年も書いて、7月21日までに子ども家庭部管理課子ども政策担当☎5307-0686✉k-seisaku-t@city.suginami.lg.jp 開同担当 他参加記念品（区内共通商品券2000円分）・参加証明書あり



# 令和5年度住民税非課税世帯等に対する 物価高騰対策支援給付金の支給

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担を軽減するための支援として、令和5年度住民税非課税世帯等に対し、物価高騰対策支援給付金を支給します。支給を希望する世帯の世帯主は、必要書類を期限までに提出してください。詳細は、7月3日(月)以降に特設ホームページ(右2次元コード)をご確認ください。



下記①の対象世帯には  
**7月3日(月)から**  
順次お知らせを発送します

## 支給金額

**1世帯当たり3万円**

※1世帯1回限り、指定された口座に振り込みます。

## 提出期限

**10月31日(消印有効)**

## 問い合わせ

杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター  
**☎0120-378-233**

(午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉)

※窓口での相談は電話予約が必要です。



## 対象者・手続き・必要書類・支給時期

	①令和5年度住民税非課税世帯	②家計急変世帯
対象者	5年6月1日現在、杉並区に住民登録があり(※1)、世帯全員が5年度住民税均等割非課税である世帯 ※1.世帯の中に、5年1月2日以降に転入した方がいる場合、5年1月1日現在で住民登録のあった市区町村から令和5年度住民税非課税証明書を取得し、提出してください(15歳以下の方は不要)。	①に該当しない世帯で、5年6月1日現在かつ申請日時点において引き続き杉並区に住民登録があり、予期せぬ事由により、5年1～10月の収入が減少し、世帯全員が5年度住民税均等割非課税相当(※2)と認められる世帯 ※2.世帯全員のそれぞれの収入見込額(5年1～10月の任意の1カ月収入×12)が住民税均等割非課税水準以下であることなどを指します。適用される限度額については世帯状況により異なりますので、お問い合わせください。
手続き	7月3日(月)から順次、世帯主宛てに確認書または申請書等を同封したお知らせを発送します。必要事項を記入の上、返送してください。	区への申請が必要です。
必要書類	7月3日(月)から順次、区が発送するお知らせをご確認ください。	・簡易な収入(所得)見込額の申立書(7月3日(月)以降に特設ホームページから取り出せます) ・その他必要書類
支給時期	受付件数の状況により、書類の提出後1カ月程度を見込みます。	

※①②の重複受給は不可。DV等避難者も給付金を受け取ることができる場合があります。

## 75歳以上の方へ

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

—— 問い合わせは、国保年金課高齢者医療係☎5307-0651へ。

## 後期高齢者医療被保険者証

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証(以下、保険証)の有効期限は、6年7月31日です。所得額の変化により自己負担割合が8月1日から変更になった方へ、新しい保険証を7月13日(木)に簡易書留で発送します。新しい保険証を受け取った場合は、負担割合変更前の保険証を、8月以降に国保年金課高齢者医療係(区役所東棟2階)・区民事務所へ返却するか、同封の返信用封筒で返送してください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証(以下、認定証)をお持ちの方で、引き続き交付基準に当てはまる方へ、保険証とは別に8月1日からの認定証を7月20日(木)に発送します。有効期限が過ぎた認定証は、個人情報に十分注意して自身で破棄するか、国保年金課高齢者医療係・区民事務所へ返却してください。なお、同認定証をお持ちでない方は、お問い合わせください。

## 後期高齢者医療保険料額決定通知書

後期高齢者医療保険料額決定通知書には年間保険料額とその根拠が、納入通知書には納入方法が記載されています。納付書が同封されている場合は、納付書に記載の納付場所で納期限までに納付してください。同封されていない場合は、年金からの引き落とし、または口座振替となります。後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月11日(火)に発送します。

## 6月26日から

# 妊婦超音波検査の 助成回数の拡充



区に妊娠届出書等を提出した方へ交付する妊婦超音波検査受診票による助成回数を1回から4回に拡充しました。対象者等の詳細は、区ホームページ(右上2次元コード)をご確認ください。

☑️ 圏地域子育て支援課母子保健係 ☑️ 新たに交付した妊婦超音波検査受診票は、6月26日以降の妊婦健康診査受診時に使用可

## 対象・交付方法等

	対象	交付方法等
通常交付	6月26日以降に区へ妊娠届出書等を提出した方	妊娠届出書等の提出時に受診票を交付
遡及交付	4月1日～6月24日に区へ妊娠届出書を提出した方(※)	6月下旬に助成追加分の受診票を郵送
	4月1日以降に都内自治体へ妊娠届出書を提出し、4月1日～6月24日に区へ転入した方(※)	6月下旬に旧住所地での交付枚数を差し引いた受診票を郵送
	4月1日以降に都外自治体へ妊娠届出書を提出し、4月1日～6月24日に区へ転入した方(※)	6月下旬に妊娠週数に応じた受診票を郵送

※6月24日現在で区内在住の妊婦。

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。  
※申込締め切り日に(消印有効)の記載がない場合は必着です。  
※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。